

質問書に対する回答

件名) 東京湾アクアライン連絡道 アクア管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書P4 5.工事用地等に関する事項</p> <p>特記仕様書P4 5.工事用地等に関する事項の内容に、敷地を用途以外の理由(資機材置場等)に使用する場合には敷地の使用料は有償とすると記載されておりますが、敷地の使用料(円/㎡)について公表が可能でしたら教えていただけますでしょうか。</p>	<p>特記仕様書P4 5-1に示すとおり、有償貸与は契約後に別途監督員協議事項とすることから、使用料については公表いたしません。</p>
2	<p>特記仕様書P35 21-14-5施工(3)について</p> <p>特記仕様書P35 21-14-5施工(3)に「根固めブロックの施工は、既設舗装路面を小型切削機等により撤去した後・・・」と記載されています。ワイヤロープ式防護柵整備ガイドライン(案)令和2年3月には、舗装版の切断後にはつり作業により既設舗装版を撤去するように記載されています。「小型切削機等」という記載は、機械や方法を縛るものではないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりにお考えください。</p>
3	<p>設計図 交通規制図(2)～(11)</p> <p>設計図 交通規制図(2)～(11)に注意書きにて夜間規制の場合、規制内標識は外部照明照射又は内照式とすると記載されています。外部照明照射の場合は、特記仕様書P10 12貸与品および交通規制図の貸与品一覧に記載されておりませんが、照明機材は貸与されるのでしょうか。貸与されない場合は、外部照明にかかる費用は交通規制工の費用に含み考えるものなのか、教えていただけますでしょうか。</p>	<p>規制標識の外部照明照射又は内照式に係る機材は、貸与する交通規制標識類に含まれます。</p>
4	<p>設計図 交通規制図(4)～(11)におけるロボットについて</p> <p>設計図 交通規制図(4)～(11)に記載されているロボットは、貸与されるものか教えていただけますでしょうか。</p>	<p>交通規制図に示すロボットは貸与する交通規制標識類に含まれます。</p>
5	<p>特記仕様書P37 21-15-2 種別 に記載されている資材置場について</p> <p>特記仕様書P37 21-15-2 種別 に記載されている資材置場とは、工事用地(金田高架下置場)に特定されるものではないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりにお考えください。</p>